

第57回入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第57回入札監理小委員会

議事次第

日時 平成20年9月24日(水) 17:11～19:17

場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

○労働大学校の管理・運營業務

((独)労働政策研究・研修機構)

○大阪第二国際交流会館の管理・運營業務

((独)日本学生支援機構)

○(独)都市再生機構の賃貸受託入居者募集業務

((独)都市再生機構)

○自治大学校の管理・運營業務(総務省)

2. その他

<出席者>

(委員)

小林副主査、逢見副主査、内山専門委員

((独)労働政策研究・研修機構)

労働大学校 高橋事務局次長、中村管理課課長代理

経理部 高橋次長

((独)日本学生支援機構)

政策企画部 栗原部長、増子総合計画課長

財務部 香川部長

支援総括室 平野室長

近畿支部大阪事務所 友田所長

(独)都市再生機構)

住宅経営部 根岸部長、吉田入居促進チームリーダー、倉上入居促進チーム員

(総務省)

自治大学校 丹下副校長、浅本庶務課長

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 57 回の入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、労働政策研究・研修機構の「労働大学校の管理・運営業務」、日本学生支援機構の「大阪第二国際交流会館の管理・運営業務」、都市再生機構の「賃貸住宅入居者募集業務」、総務省の「自治大学校の管理・運営業務」の 4 件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「労働大学校の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、労働政策研究・研修機構労働大学校高橋事務局次長に御出席いただきありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、実施要項（案）のこれまでの実施状況等について、事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明いたします。

資料 1－1 は「労働大学校の施設管理・運営業務における民間競争入札実施要項（案）チェック状況の整理」でございます。基本的には標準例を土台にして、事務局においても労働大学校と連携して、要項（案）の検討を進めてきたところでございます。

事務局といたしましては、以下の 6 つの点を中心に十分に見てきたところでございまして、「対象業務の範囲」、「サービスの質」等を見てきました結果、おおむね妥当なものであると受け止めております。

それから、この要項（案）につきましては既に労働大学校の方でパブリックコメントを実施しておりまして、この結果につきましては労働大学校の方から御説明をいただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、労働政策研究・研修機構から実施要項（案）についてパブリックコメントの結果について御説明をいただきたいと思っております。説明は 5 分程度でお願いできればと思います。

○高橋労働政策・研修機構大学校事務局次長 労働大学校の高橋でございます。よろしく願いいたします。

募集期間は平成 20 年 8 月 20 日から 9 月 3 日の期間でございました。

質問は 1 件ございまして、意見質問項目には要項の(3)の管理・運営業務の実施に当たり、確保されるべき質、快適性の確保、この中で質問 1 の回答率が 70%、質問 2 の回答率が 85%とあるが、「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」のそれぞれの配点をお示し願いたいという質問でございました。

こちらの方の回答の考え方は、「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」の 4 つの選択肢を設けていますが、これらの 4 つにそれぞれの配点があるものではございません。

「満足」、「やや満足」と回答した者をポイントとし、「やや不満足」、「満足」と回答した者

はポイントしないという方式でございます。「満足」、「やや満足」の回答率が質問1においては70%以上、質問2においては85%以上ということでございます。

また、質の指標を測るという考えのほかに、利用者の満足度を知るため、「満足」の比率が「やや満足」よりも多ければ、利用者からより高い満足度を得られたとの推測は可能になるため、4つの選択肢を設けたところでございます。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、事務局や労働政策研究・研修機構の説明について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○逢見副主査 アンケートで満足度を測るということはほかでもやっていることなのですが、せっかくアンケートを取るならば必要な項目がカバーされるべきと思うんですけれども、何か自由記入欄みたいなものをつくって、アンケート項目以外のことで研修生の方が意見を持っているとか、あるいは改善すべき点があるとかということがあれば、書いてもらった方がいいんじゃないかと思います。

○高橋事務局次長 実は、今回この要項をつくりに当たりまして外部評価委員の設置ということで、この素案について外部委員の方にもチェックをお願いいたしました。

委員の方の御意見の中にも、アンケートは少々包括的で研修生の要望等を記述できるように自由記載欄を設けて、より建設的なアンケートにした方がよろしいのではないかと御質問がありました。私ども、こういう形のアンケートは初めてでございます。

今、大学校で行っている各研修コースが終わる最終日に研修生から感想文、それは研修そのものについての有意義度とかのほかに、宿舍生活についてどうでしたかという自由記述欄がございますので、そこでカバーをしておりますということで回答をいたしております。ですから、ここに入れますと二重になりますし、年度途中でございますので、アンケートとか感想文については来年度以降、ちょっと形式を変えて実施したいと思っております。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 事務局からも特段ございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては入札監理小委員会としてはこれで了承したものとして、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○高橋次長 よろしくをお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。また、労働政策研究・研修機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、着実に、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(独) 労働政策研究・研修機構関係者退室 (独) 日本学生支援機構関係者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「大阪第二国際交流会館の管理・運營業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、日本学生支援機構政策企画部**栞原部長**に御出席いただいておりますので、意見募集の結果やそれらを踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明いただきたいと思ひます。なお、説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○**栞原**日本学生支援機構政策企画部長 日本学生支援機構でございます。お世話になります。

本日は、当機構の大阪第二国際交流会館の市場化テストの実施要項の修正について御説明させていただきますと思ひます。

まず、第1点は、前回夏に御説明させていただいて以降、どのような修正をいたしましたかという点、第2点目に意見募集、そしてそれに伴う修正の2点についてお話をさせていただきますと思ひます。まずは、前回の当委員会での御議論を踏まえて2点ほど修正させていただきますので、その旨を御説明させていただきますと思ひます。

まず実施要項をごらんいただきたいと思ひますので、お手元でございますちょっと厚くとしたものでございますけれども、資料2-2の「大阪第二国際交館の管理・運營業務民間競争入札実施要項(案)」がございますので、お手元をお願いしたいと思ひます。

まずこれの10ページをお開きください。(3)というものがあると思ひます。「管理・運營業務の実施に当たり確保されるべき質」というところがございます。これは、その質をなるべく定量的なもので設定しまして、受託者にそれに基づいて業務をやっていただくということで担保するものでございますが、去年の広島では「イ」にございますアンケートによる満足度調査の率でこの質を担保したわけでございますけれども、ほかに何かないだろうかということで検討させていただきました。そして、今回「ロ」というものを加えております。ちょっと読ませていただきます。

「さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案 さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案を年度内1回以上行うこととする。なお、この提案に資するため、前期3(2)「I 厚生補導業務⑧」のカウンセラー、RAとのミーティングについては、業務改善に向けた意見交換を含めて行うこととする。」となっております。この「ロ」の部分を今回修正させていただきました。

前回の夏にはここを2つ用意させていただきました。1つは、今回お示した「ロ」の前半部分でございますけれども、年1回以上この受託者が改善について提案を行ってくださいということ。そして、もう一点としましてはRAとカウンセラーとこの業務改善に向けて意見交換を四半期に1度行いましょうということと提案させていただきましたが、夏

の御議論ではその最後に申しましたR A、カウンセラーと受託者の意見交換は、この意見交換すること自体が質を確保するものではなくて、その出た意見をどのようにこなしていくかという御意見。また、「ロ」にございます提案と、実際に意見交換というのは一体としてなされるべきものではないかということで、この整理をしたらいかがかという御意見をいただいたところでございますので、今回は前回2件で御提案させていただいたのは「ロ」ということでまとめさせていただきます、繰り返しになりますけれども、年1回以上は提案をしていただく。

そのために、R Aとカウンセラーのミーティング自体は、当初の目的は留学生たちがどういう状況にあるかというのをR Aとかカウンセラーが聞くというのがこのミーティングの趣旨でございましたけれども、その中にこの業務改善に向けてR Aやカウンセラーの意見も聞くということも内容に含めるということにさせていただきます、両者1足す1は2でこの「ロ」の質の確保をするべき内容とさせていただきます。以上が第1点目の改正でございます。

第2点目の改正でございますが、14 ページをお開きいただきたいと思います。これは、評価に当たっての配点とかの部分に関わります。14 ページの上から3分の1の辺りに「加点点目審査」というものがございます。この「ロ」のところでいろいろな点数を、こういう観点から見ていくということが書いてあるんですけども、(イ)のbをごらんいただきたいと思います。ちょっと読ませていただきます。

「責任者及び事務担当者の経歴 教室を主として学生に生活及び居住の場として提供する施設の管理運営に係る経験、居住する留学生と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力等、会館の管理運営にふさわしい経験・能力を備えたものを配置することとなっているか」。これは実際、受託してその会館に置かれる人たちが、この会館の運営や館生の面倒を見る能力をちゃんと持っているかということを示してあるわけでございます。

bのポツの2行目でございますけれども、「国際交流の経験、十分な語学力等、会館の管理運営にふさわしい能力・経験」ということで、私ども心としてはそれだけふさわしい人ということでありまして、その例示として国際交流の経験、十分な語学力というもの明記させていただいております。これは昨年度の広島のことを踏まえたわけでございますが、先生方の方からは、国際交流の経験と語学力とはちょっと限定し過ぎではないか。もうちょっと広く記述したらどうか。基本的にはそれも一つの例示なんですけれども、結果的には留学生とコミュニケーションを図るといふ能力があればいいんだろうということでございます。

したがって、もちろん語学力もその要素となろうかとは思いますが、もうちょっと広く読んで多くの方が手を挙げられるということで、今回のような「コミュニケーションを図ることができる能力」という書きぶりにさせていただきます。以上が、前回から今回、御意見をいただいて修正した箇所でございます。

続きまして、意見募集を行いました、意見募集が4点ほど出てきておりますので、そ

の内容と、どのように対応するかということをお説明させていただきます。資料としては今、御説明したものの後ろの方に1枚紙なんですけれども、資料B-①というものがございます。横長の資料になっております。幾つかの団体に私どもはこの実施要項を示して意見がないかということをお広く聞きましたが、実際に出てきたのはこの4点でございますので、ちょっと御説明させていただきたいと思っております。軽微なものもございます。

まず1番でございますが、7ページをごらんいただきたいと思っております。御説明するのは細かい話なんですけれども、7ページの施設の管理業務のところ⑤というのがあります。「共用施設の円滑な利用促進」ということで、今は原案で⑤の下から3つ目、「大雨時の食事室の窓閉め」とあります。これは原案では廊下の窓閉めになっていたんですけれども、実は廊下がなかったということで、これは御説明するまでもないんですけれども、こちらが原案の作成の段階では気づかなかったということで、これはそのとおりということで修正させていただいております。

次に、もう1枚めくって8ページをごらんいただきたいと思っております。8ページの⑧、⑨、「清掃業務」と「警備業務」になっておりまして、これは同じ仕組みになっているんですが、各々の一番下の業務細目のところで「清掃業務の機構への報告」、右側に「毎日 別紙12の清掃業務日誌による」。それは「警備業務」も同じで、一番下に「警備業務の機構への報告」、これも毎日で様式13の日誌によるということになっております。

それについてこのような意見が出てまいりました。読ませていただきますと、「広島の実施要項では月1回であり、札幌市の指定管理者制度でも業務報告は月に1回である。今回は毎日様式12の清掃業務日誌及び様式13の警備業務日誌で報告することになっている。実施要項（案）において総括責任者、主任者等の業務遂行体制、責任の所在が明確になっているかが求められていることを勘案すると、受託者が責任を持って管理運営業務を行うこととなり、作業員や警備員が業務終了後に機構に提出することは責任体制が必須条件と相反すると考えるので、是正を求める。」

ここはちょっとわかりにくい表現でございますけれども、実際に物を見ていただきたいと思っております。様式12、13を見ていただきます。ページ数で言うと、121ページ、122ページをごらんいただきたいと思っております。実際に私どもは現時点の案で実施要項上、毎日機構に報告を求める清掃業務日誌が様式12、そして後ろが警備日誌で様式13、122ページになっております。見ていただきたいと思うんですけれども、例えば清掃業務日誌はどんなことを毎日求めているかということ、欄としては日常清掃、週1回清掃、月1回清掃になっておりますので、毎日のことは当然この日常清掃になります。1階部分、このような場所があって、実施の有無ということがございます。例えば階段Bを清掃したか、犬走りを清掃したか、エレベーターホールを清掃したかのチェック、チェックと、こういうものである意味チェックリストになっております。

そして、下に特記事項、何かあればそこに気づいたことを書く。そして、それを検印とになっておりまして、実際の清掃を行った人が印鑑を押して、受託しているものが検印をし

て、最終的に私ども機構の方が承認するという様式になっております。

また、次の 122 ページをごらんいただきたいと思います。警備業務日誌でございます。これは表はえらく細かくなっているんですけども、1階からバルコニーまで、①から⑤まで書いています。1回目、2回目、3回目で何時からこういう警備について巡回したかということをごここに書きます。例えば、10時から10時半に巡回したら1回目は10時から10時半と書いて、1階に①から⑤をチェックします。

何かというと上にございますように、①が出入り口、窓等の施錠を確認したか、水道等の元栓を確認したか等々のチェックリストが①から⑤までございまして、この1階部分はちゃんとやったということになれば①のところに丸を打ってもらう。②のところに丸を打ってもらう。これもチェックリストになっております。あとは、巡回とともにこの1日について何か行事があったか。入居者があった。退去者があったか。何か郵便物があったか、来訪者等々の状況、けが、病気も書いてもらう。これも日誌でございまして、検印等があるわけでございます。

ちょっと詳しく御説明したのですけれども、意見としてはこれを月に1回でという話もあったんですが、ごらんいただくように毎日やるのは私どもにとってはある意味で当然のチェックリストかなと思ってございまして、これを毎日チェックしていただいて機構に御提出いただくことはそんなに過度な負担を課すものではないのではないかと思っている点が第1点でございます。

また、第2点としましては、機構として毎日こういうことを業者がやってくれたかというのをやはり毎日チェックしたいと思えますし、もう一点加えれば清掃上、警備上、何か特段の問題がなかったかというのもこの特記事項で確認できますので、これをまとめて例えば週1回とか月1回事後的に見るのではなくて、ちゃんと本日、今日終わった段階で何もなかったかというのを確認する上でも、私ども責任を果たすという意味でこれを毎日出していただくのはある意味、必要なことではないかと思っております。

したがいまして、ちょっとくどくなりましたけれども、縦長の紙をごらんいただきたいと思いますが、機構として当該日常業務が日常的に適切に行われていることを確認してもらうことを考え、毎日報告を求めるとしましてと御理解いただきますようお願いいたしますということで原案どおりにしたいと思っております。

次に、この横長の紙をおめくりいただきたいと思えます。第3点目でございますが、これは実施要項の12ページをごらんいただきたいと思えます。12ページの実施要項の一番下に「提出書類」というものがございまして。これは、入札に応ずる際にこういう提出書類を出してほしいというところなのでございましてけれども、この提出書類は参加するための金額とか、評価書を出すのは当たり前ですが、12ページの一番下からこう書いてあります。13ページにわたりますが、「及び法第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を提出すること」と書いてございまして。実はこれはここには明示されておられないんですけども、内閣府が示されたこの解説によりまして、この応札

された方が暴力団には関係ないということを示すために住民票を出してくださいということが決まっております。

それについてこういう意見が出ております。意見書ですが、広島の場合、上記記述の欠格事由の審査に必要な書類とは法人役員の住民票の写しであったが、今回も住民票の写しの提出を求めるのであれば、次のことを要望したい。広島に引き続き応札する者は、変更のあった役員については住民票の写しの提出も求められて仕方がないことであるけれども、広島の入札以後も変更のない役員については住民票の写しは提出をしてほしいということで、気持ち的には2年連続でやるところはちょっと面倒臭いから勘弁してねということと理解はできるんですけども、右側にございますように、内閣府でお示しになられている実施要項で住民票を提出すると定まっているところをございます。

また、確かに気持ちがわからないこともないんですけども、この入札行為として手を挙げるところは広島も2年連続かもしれません。ただ、入札自体としては広島と大阪は別の入札でございますし、同じ機構のものだから2回目はいいよというのはちょっとどうかなという感じが個人的にはありまして、これは別のところに応札するわけでございますけれども、原則に戻って住民票はその都度御提出いただきたいと思っております。

最後でございますけれども、光熱水料のございます。これは別紙6の67ページをごらんいただきたいと思っております。これも細かいんですけども、清掃業務の内容を別紙6のうちで定めたものでございます。こういう形で清掃してくださいということなんですけれども、その次の68ページをごらんいただきたいと思っております。実は今回、もう直しております。

「5. 清掃業務遂行上必要な資機材の負担区分」となっておりまして、これはもう直しであるんですけども、実は原案では、この負担区分について特に定めのない限り、受託者において用意してくださいと書いてございます。それについて、非常に抽象的な書き方だったものですから、業者の方からは、光熱水費というのは当然機構の方で負担してくれるんでしょう。その記述がないですねということがございました。実は、去年の広島は今回お示ししたとおりはつきり書いており、今回も広島と同じようにちゃんと(1)で「機構が負担するもの」、(2)で「機構が無償で貸与するもの」、そして「請負者が負担するもの」として(1)の①で光熱水料は機構が負担すると明示させていただきました。

以上、4点が意見募集で出てきたものでございます。2点は客観的なものでございましたが、修正しましたけれども、残りの2点は原案どおりいきたいというように現在考えているところでございます。以上、簡単でございますが、修正点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○逢見副主査 要項(案)で言うと10ページの「確保される質」のところですが、「さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案」、ここはこれまでの議論を踏まえてこういう表現になっているわけですが、「提案」というのが確保される質になじむかどうかというのはま

だ我々もよくわからないところがありまして、業務の中身から言っても、ただ単に管理・運営だけではなくてやはり相手が留学生ということもあって、地域とのコミュニケーションあるいはいろいろと国際的な交流というものが含まれて、それをより効果的に実施するものでこういうことも考えるべきかということがあります。ここはやってみて、これが質としてなじむのかどうかというのはまだ試行錯誤のところがあるかと思しますので、そういうことも踏まえた対応ということをお願いしたいと思えます。

それから、清掃、警備業務についての毎日報告というパブコメの2番ですが、この意見で後段の paragraphs で、総括責任者、主任者等の業務遂行体制で責任の所在が明確になっているかどうかを求めています。しかし、毎日報告ということになると、作業員や警備員が業務終了後、機構に提出するということになりませんが、責任体制をきちんとすべしということを求めているにもかかわらず、実際に作業員や警備員が報告を出して、それで機構がそれを見て仕様書を見て検印を押すわけですね。

そうすると、そこで直接の指揮命令はないとは思いますが、そこで業務指示のようなことがあると派遣法に違反する疑義が生じることもあり得るわけです。きちんとした管理体制、組織体制を求めているにもかかわらず、毎日報告提出というのは意見の paragraphs の後半の部分にきちんとそういうことを答えていることになっているのか。「御理解いただきますようお願いいたします」という回答では、意見を出した人の疑念がまだ払拭されていないのではないかという感じがするんです。本当に毎日報告を出さなくてはいけないものなのでしょうか。

○**兼原部長** 1点は、この検印のところでは作業員が検印するだけではなくて、検印の欄は2つ実はあるんですけれども、総括責任者も当然検印を押すことになります。ですから、警備員がいきなり押して直接それを機構に出してくるというものではなくて、ちゃんと責任者もそれをチェックして、それで機構に出すことになっておりますので、それに従ってその管理体制がいいかげんで、警備員がぼんとやって機構に出して終わりということではないとしたいと思っております。

○**逢見副主査** 何かあれば遅滞なく報告しなさいというのは実施要項にあるわけですね。異常がある場合ですね。だから、この場合は異常がない。全部やりました。清掃しました。警備巡回しましたという報告で、異常があった場合は別の形の報告がいくわけだから、ただやりましたという報告を毎日出せというのは、広島でもそこまで求めているのに、どうかということがあります。

○**小林副主査** 受託者に、事業者は責任体制のこういうことをきちんと確保するというのをやらなければいけないということでこの体制をつくっていると思うんです。それで、結局二重にモニタリングをかけているような形になってしまって、やっていなかったらもちろんそれは是正措置をしなければいけないですけども、毎日報告を求めることというのは、従来そういうふうなやり方をしていたのかなと推測するんですが、事業者が責任を持って一定のサービスを達成しているということを機構の方で、では毎日それを確認しな

ければいけないのかというところが、やはりこのパブコメをなさった方もそこで責任体制は必須条件となっているのに、またそこで毎日チェックするのかわかっているんだと思うんです。

機構の方が毎日チェックするというコストはそれほどかからないかもしれないけれども、ある意味非常に煩雑にチェック体制がなっていて、そこをもうちょっとスリム化できないかというようには思われるんですけども、いかがでしょうか。

○**榎原部長** まず、機構に報告するかどうかは置いておいて、少なくともこの日誌は受託者としてこれは付けなければいけないだろうという感じはするんです。ちゃんと自分が行きましたとか、やりましたとか、したがってこの日誌を付けなくてもいいという御意向だと、私ども委託する者として、それは確保するためにやってほしいと思います。

問題は、それを仮に日誌をつけるという前提で毎日機構に提出させるか。それとも、かあれば報告ということになっているんだし、何もないということは通常はできているんだらうから、それはということでも多少一定期間を守って報告するかという考え方ではないかと思しますので、日誌は認めていただくという前提で、それをどのような形で機構に報告するかという御議論で、ほかの御意見もあるとは思いますが、それは毎日余りじゃないかということであれば、私どもはもちろん考える余地がございますが、現時点では毎日やっていただくことが担保する上で一番確実かなと思って今回意見を出させていたでいるわけでございます。

○**小林副主査** 受託者がこの日誌を付けるということは、それは管理体制上必須だと考えてもいいと思うんです。だけど、やはり報告頻度というところで受託者側に少し負荷がかかるというのは事実ではないかと思うので、その辺をちょっと見直していただいた方がいいんじゃないかと思えます。

○**榎原部長** そうすると、結局例えばということですけども、1週間なり1か月に1回ごとにこれをまとめて、この日誌とともにこういうことであつたということで報告していただくという形にさせていただくことになります。

○**内山専門委員** 広島ではどうなっているんですか。広島では月1回で特に問題は起こっていないんですか。

○**榎原部長** 広島では実際に日誌も付けていまして……。

○**増子日本学生支援機構政策企画部総合計画課長** 広島では日誌自体は付けておきまして、様式を踏まえてそれを1か月にまとめたものについて、その取りまとめたものを様式に従って出してもらっているということでございます。日誌については、それぞれチェックはさせていただいているという体制になっていて、受託者の方もそれはきちんと出しているということです。

○**内山専門委員** 月に1回出しているということですか。

○**増子総合計画課長** 日誌を日々書いたものについて、実際上は出しているというような状況です。それで、月について取りまとめたものを正式な報告書で出しております。

○内山専門委員 それでは、事実上広島でも毎日出しているということですか。

先ほど逢見委員からお話がありました。基本的に委託で直接指揮命令をするのは労働法令上ちょっと問題になるわけですね。その関係のこと先ほどコメントがあったところですが、ただ、事実上そうなっているにせよ、そこは広島で月に1回出すようになっている以上、今回も同じ形でよいのではないかと思います。特にそれで問題ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○香川日本学生支援機構財務部長 すみません。労働法というのがちょっとわからなかったのですが、どういうことでしょうか。

○逢見副主査 これは、業務委託契約ですね。委託契約の場合は、委託の責任者に対して指揮命令できるんですけれども、個々の作業員に対して発注者が指揮命令するということとはできない。これは労働者派遣法違反になるんです。偽装請負とか今いろいろ問題になっていますが、そういうことになりかねない。

派遣契約でやっている場合は指揮命令できますが、これは委託契約ですから、毎日報告提出というときに、提出する人が作業員や警備員であると、そこで指揮命令が発生することも懸念されるのではないかと。

○香川財務部長 契約の中で、当然委託者ですから監督義務があると思うんですけれども、そこで問題があれば指導とかをすることになると思うのですが、それはだめだということですか。

○逢見副主査 それは、責任者に対して指揮しなければいけない。

○**栗原**部長 ちょっと筋の違う話かもしれませんが、実は私どももちろんこれは国のお金を使っていますので、会計検査院からよくチェックが入りまして、これは市場化テストの以前に随意契約でこの会館業務を日本国際教育協会というところに委託しているんですけれども、それについてちゃんと日々チェックしていますねということはかなり言われております。そういうこともあり、なるべく日々私どもも目が届いているぞという担保を置いておいた方が無難かなということもあり、このような制度設計をさせていただいております。

したがって、もしその辺の妥協点ということになれば、やはり最低限この日誌は絶対つくってくださいねという押さえに毎日して、それを何らかの様式で月1回ないし週1回なり報告してください。また、機構が見たいと思えば毎日のものも見られるというような押さえをしておけばいい。その辺が中間点かと思えます。

○小林副主査 日誌を付けて、それを一定のところに備え置いておいて、機構がそれを監視したいと思ったときには随時監視できるというような形で、正式なものはさっきの広島有的时候には月に1回提出するということになっていますから、月に1回提出するということで、そこで担保していただければ、その方がよろしいのではないかと思います。

○**栗原**部長 わかりました。多分そういう仕組みであれば私どももいろいろな各方面に、

こうやっていますと言えらると思ひますので大丈夫だと思ひますので、そういう方向でいきたくと思ひております。

○小林副主査 ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、事務局の方から何か確認すべきことがございますか。

○事務局 ただいま御議論のあったように、報告頻度に関連する箇所については修正いただくというようなことをお願いいたします。

○**栞原部長** わかりました。

○小林副主査 それでは、ただいま審議いたしましたことを踏まえまして、この日誌については機構が監督するといったようなことでそのモニタリングはできるという仕組みにしながら、報告の頻度については広島と同じような形にさせていただくということで修正をお願いしたいと思ひます。

○**栞原企画課長** 了解いたしました。

○小林副主査 なお、本実施要項（案）につきましては競争性が確保されるように十分に行って積極的に周知広報をしていただきたいと思ひますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○**栞原企画課長** 承知いたしました。

○小林副主査 それでは、これでよろしいでしょうか。では、今、申し上げましたことについて機構として受け入れていただけるということでよろしくお願ひいたします。

何か特にございますか。

○**栞原部長** 特にございませんで、これに基づきまして着実に機構としては第2回目でございますけれども、進めていきたいと思ひます。

また、今後も進めることになっておりますので、来年度も先生方にお世話になることになるかもしれませんが、その際は是非ともまたよろしくお願ひいたします。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては若干修正がございますけれども、これまで2回の審議を経まして本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換させていただきますのでよろしくお願ひいたします。本日は、どうもありがとうございました。

○**栞原部長** どうもお世話になりました。ありがとうございました。

（（独）日本学生支援機構関係者退室 （独）都市再生機構関係者入室）

○小林副主査 それでは、続きまして「都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務」の実施

要項（案）の審議を行います。本日は、都市再生機構住宅経営部の根岸部長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果や、それらを踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思っております。説明は、10分程度でお願いいたします。

○根岸都市再生機構住宅経営部長 それでは、早速でございますが、お配りしている意見についての資料C-①と書かれているものがございます。

概略を申し上げます。パブリックコメントの方は、8月20日から約2週間やらせていただきました。それで、意見の提出の件数はここに掲げているとおり3件、6項目にわたって整理してございます。なお、パブコメに対してのアクセスの件数は、1,600件ほどございました。中身について、整理番号に従って担当のチームリーダーの方から御説明いたします。

○吉田都市再生機構住宅経営部入居促進チームリーダー それでは、早速でございますけれども、資料に基づいて御説明をいたします。

今回いただいた意見の3件につきましては、法人が2件、個人の方が1件という内訳になってございます。それで、法人のうち1件については特に意見がございませんという意見でした。もう1件が法人の意見ということで、整理番号の1番から3番まで、これがもう一つの法人からの要項に係る意見ということでございます。4番以降が個人の方の意見という形になってございます。

では、整理番号の1番でございますけれども、表に沿いますと左から意見の対象箇所、要項に該当する箇所、それからいただいた御意見で、右側が御意見に対する考え方ということで整理してございます。

まず整理番号の1番でございますけれども、要項の6の（3）の2のところ、これは契約目標件数、報酬係数の想定でございます。こちらに「機構が想定する報酬係数」と記載されているということですが、この御意見について「機構が定める」とすべきではないかという御意見でございました。これを踏まえまして、右側でございますが、以下のように修正いたしますということで掲げてございます。読ませていただきますと、6の（3）の2のところ、「入札参加者または代理人の入札のうち、5の（2）のハにより各営業センターごとに機構が示す報酬係数以下の入札がないときは」ということで、「想定する」という文言から修正してございます。

それから、2番目の意見につきましては9の（1）の「ロ」の（2）のところでございますが、「業務の適正な実施を確認するため、機構の職員が事務所その他施設に立ち入り」というふうに立入調査をできるというくだりでございます。これについて御意見でございますが、「業務の適正な執行に当たり、事務所の立ち入りについて」と記載されておりますが、業務を特定する必要があるということで、民活型募集業務とすべきではないかという御意見をいただきました。

それからまた、これは質問でございますが、立ち入る事務所その他の施設というのは事業者が保有するすべてを対象とするのかという御質問でございます。

これについての考え方ということで、御意見は要項の中に「業務」という言い方で一般的にとらえられかねないところもございますので、この第9の項目につきましては以下のよう修正したいということで、タイトルのところで当初「業務を実施するに当たり」となっていたのですが、ここを「民活型募集業務を実施するに当たり」というふうにさせていただいて、9番にかかるところはこの民活の業務に係るところは民活型募集業務だということでタイトルに入れさせていただきたいと考えてございます。

それから、次のページへまいりまして、「なお」ということで、「立ち入る事務所その他の施設」、これにつきましては公共サービス改革法ですとか、その基本方針及び実施要項に基づき、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、民間事業者が運営する他の事務所でも対象となる場合がありますということで、一応そういう可能性があるということをお答えさせていただいております。

それから、3番目の9（5）のハ、（ロ）でございますけれども、これは営業センターという名称の利用というところで、自ら行う業務が機構の一部の業務であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならないという禁止事項のところでございます。

御意見は、「名称の使用を禁止しているが」ということで、これは営業センターとか現地案内所での使用を禁止しているのか、それとも他の自ら行う業務での禁止なのかという範囲が不明確という意見をいただいております。

これに対しましては、自ら行う業務といいますのは民活型募集業務以外の業務を指しているということで、この民活型募集業務以外の業務と、民活型募集業務とを混同させるような行為をしないようにということを定めておりますということで整理をしております。

それから、4番以降は個人の方からの御意見なんですけれども、要項についてどうということよりも、そもそもこの民間競争入札に対する御意見ということが多いのかなと考えております。

1ついただいておりますのは、御意見として4番でございますが、パブリックコメントの募集に係るホームページの告知で、新着情報に載せるべきではないかという御意見でございます。

これについては、パブリックコメントにつきましては機構のトップページに「パブリックコメントについて」という専用のバナーを設けております。こういう形で従来から実施しておりまして、本件についても同様の措置を行ったということでございます。

更に、内閣府の官民競争入札等監理委員会のサイトにもリンクをするという形で情報の掲載が行われているということで、広く御意見を伺う機会を設けておりますということでお答えしております。

なお、いただいた御意見につきましては、お客様へのよりよい情報提供という観点から、今後の業務の参考にさせていただきたいということで整理しております。

それから5番目、3ページ目でございますけれども、「契約目標件数について」ということです。

御意見といたしましては、契約件数を基本にしているが、空き家状況など、他の指標との比較が必要ではないかというような御意見をいただいております。これにつきましては、御指摘のとおり賃貸住宅という特性から空き家状況は日々変動いたしますし、入退居が繰り返されるということでございます。営業センターといたしますのは、退去のあった住宅について契約を獲得するための拠点でございます。実施要項においては、こういった点、空き家状況が常に変化するということを勘案しまして、これらを平準化するために過去3年間の契約件数の平均を目標としているということで平準化を行っているということでございます。このような目標を要求する業務の質として設定することは最もわかりやすく、民間事業者としても受け入れやすいものというふうに考えておりますということで整理しております。

それから6番目、「公正な取扱いについて」ということで、こちらにつきましてはURの公的機関としての性格ということで、住宅弱者と言われる方に対する相談体制等が期待されるが、民間で可能なのかということですか、契約件数を基本にすると機構の目的とずれないかというようなこと、それから恣意的な入居者選定を行うのではないかというような御懸念、「また」ということで住宅相談のみを行って別の営業センターで契約する入居希望者を客として扱わなくなるのではいかという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、UR賃貸住宅には公的賃貸住宅としての役割が期待されておりますということで、今回そういった公共サービス改革法に基づき、そこに代わって業務を行うという民間事業者につきましても、業務の公共性を踏まえて業務実施をすることが求められております。このため、今回の実施要項におきましても、選定された民間事業者は機構法の目的に沿って公的賃貸住宅としての公正性、公平性を確保しつつ、効率的な業務実施を行うことが義務付けられておりますということで、本会の性格を述べております。

「また」ということで、入居希望者への不適切な対応が判明した場合には、実施要項に基づき必要な措置を行うという考えでおりますということでございます。

これにつきましては、例えば公正な取扱いについて一般の入居希望者の方からクレーム等があった場合につきましては、機構の方には本社、それぞれ受付の窓口を設置しておりますので、そういったところへクレームが寄せられることがございます。これにつきましては、機構として直接お客様とお話をさせていただいて、事情を確認した上で、当然入居していただけるということであればそういう手続きをとりますし、入居ができないということであればその旨をきちんと説明するというのをさせていただくということです。それから、お客様にはきちんと対応するという措置を機構の方で行います。

更に、何か不手際があったということであれば、こういう実施要項に基づき必要な指示ということを民間事業者の方に機構の方からさせていただくということで、これは本社、支社の方からやらせていただくということになるかと思いますが、そういう措置をとりたいと思っております。説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問

のある委員はお願いいたします。

○内山専門委員 まず、前回の我々の指摘で、最初に目的というものを加えていただいたのは大変結構かと思います。

それで、このパブリックコメントについての対応ということなのですが、整理番号2の業務の適正な実施の確立云々のところで、民活型募集業務という形で業務を特定した方がいいのではないかということですね。それに対して、11 ページの9の題目のところ、タイトルのところに入れたということなのですが、これで意見を寄せた事業者の懸念を払拭できますか。

意図はよくわかるのですが、タイトルに入れただけだとやはり元の文言ですね。(2)の文言自体は変わっていないので、これだけずっと読めば、要するに業務の適正な実施を確立するために何でも立ち入りできるみたいに読めなくもないわけで、ここをいじらずに題目をいじった意図をもうちょっと詳しく御趣旨をお聞かせ願いたいのですが。

○吉田チームリーダー ここは、タイトルに入れることによりまして、以下出てくる業務というところにつきましては、基本的には民活型募集業務を指すということに入れさせていただいております。そういう意味では、ところどころに業務という形で一般名詞のように使われているところがございますものですから、それをすべて民活型募集業務ということにするのもちょっと読みづらいといえますか、そういったところもありますので、この9番に関わる業務というのは民活型募集業務ということで読んでいただければということとでタイトルに入れさせていただきました。

○内山専門委員 どうでしょうか。この点、そうであればこの考え方のところで以下この項における業務というのはすべて民活型業務を指すということを注記でもしておいてあげれば、より丁寧かもしれません、いかがでしょうか。

○小林副主査 多分「自ら実施する業務」というのと「業務」というものがあるじゃないですか。そのこのところの切り分けが、単純に「業務」と言ったときは民活型募集業務ですよ。それで、「自ら実施する業務」というのはそこは違いますよというようなことだと思うんですけども、読む方からすると若干わかりづらいといえますか、タイトルに付いているだけではちょっと読みにくいような気がいたします。

○吉田チームリーダー わかりました。ちょっとそこは工夫させていただいて、民活型募集業務の考え方のところでも整理をさせていただいて、「自ら行う業務」というところも少しもっと言い方があるのかどうか、検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 いかがでしょうか。

○逢見副主査 パブコメの6の意見ですけれども、公正な取扱いということですが。3つ意見があって、1つは住宅弱者に対する相談体制がちゃんとできるのかということです。これは、元来、公的賃貸住宅という性格があって、その公共性はきちんと担保しますという回答になっている。

それから、恣意的な入居者選定を行うのではないかと。これについても、公正性、公平性

は確保しつつと、この2つについてはやはりどこかでモニターする必要があると思います。もちろんこれは苦情があったときにということですが、苦情がなくてもやはりきちんとした公正、公平な取扱いをしているかどうかということについては機構として監督する責任はあると思います。

それから、3番目は質問の意味がよくわからなかったんですけども、住宅相談のみ行い、別のセンターで契約する入居希望者を客として扱わなくなるというのは、センター契約はどこでもできるんですね。多分これは相談だけに来てすぐに契約する意思がないような客が来たときにわきに置いて、契約しそうな客だけ先に優先的に扱うとか、そういうことを懸念しているのかなと思うのですが、いろいろ事情があって、まだすぐに契約するかどうかははっきりしないけれども、相談に来る人というのも多分いるだろうと思いますが、こういうのは現状はどう扱っているんですか。現状というか、いわゆる機構そのものがやっている場合です。

○吉田チームリーダー 住宅相談というのも営業センターの業務の一つでございますので、どんな住宅がお好みなのかというようなところ、あっせんとか、そういったことは営業センターの方でやっておりますので、特に今、契約しないからと言っておろそかにするということは一切しておりません。

○逢見副主査 これは、民間委託してもそこは……。

○吉田チームリーダー そこは営業センター業務として位置づけられているのは変わりませんので。

○逢見副主査 センター業務の一つですね。

○吉田チームリーダー はい。センター業務としてやっていただく。これは実施要項にも書かせていただいておりますが、こういう適切な取扱いというところに……。

○逢見副主査 それは、回答のところにもきちんと書いておいた方がいいんじゃないですか。住宅相談というのも重要なセンター業務ですと。

○倉上住宅経営部入居促進チーム員 逆に、通常の賃貸借のお取引ということで考えれば、住宅相談をまず承らないことにはお客様のニーズがとらえられないですから、質問なされてきた方がどういう御意図で質問されてきているのかというのが私どもの計りかねるところはあるんですけども、当然、提案していただく中に顧客満足度の向上みたいなこともありますし、いずれにしても私ども賃貸住宅をお客様にあっせんするということは、お客様の暮らし向きですとか、いろいろなことを伺わないと住宅を御提供できないものですから、こういったことがどういった意図なのかということ計りかねるところがありまして、むしろ相談を受けなさいというようなことを余りこちらから実施要項の中を書くようなことなのか。そこに気がつかないような事業者さんに来てほしくないというところもありますから、それは言わずもがなというふうに考えております。

○内山専門委員 その点で、入居希望者への不適切な対応等が判明した場合には必要な措置を行うというのは誠におっしゃるとおりだと思うのですが、問題はこういう不適切な対

応があるかどうかというのはどうやって把握するかということで、これについてはどのようにお考えですか。

○吉田チームリーダー ここについては、業務の報告はしていただくんですが、そういった中を通じてどれだけ住宅相談を受けて、それから契約をどれだけしているか。これは過去の実績もありますので、そういったところから類推することは可能かと思えます。

もう一つは、やはり対応が判明するというのはお客様から何かここはこういう取扱いをされたというようなことが顕在化するときだと思いますので、それについては機構の窓口ですとか、支社ですとか、本社ですとか、そういったところにもそういう問合せをする窓口がございますので、そういうところへ行っていただくことになるかと思っております。

○倉上チーム員 若干補足させていただきますと、前回は申し上げましたけれども、私ども年間7万件くらいお客様を受け付けていまして、そのほか相談も含めましてその何倍のお客様に接しているんです。そういう中で、今の状態でも確かに日常的にいろいろな御意見をいただくということは現状でもございますので、それを今回の市場化テストで私どもがやっていることをそのまま民間さんに置き換えるという趣旨でございますから、同じようなやり方でやっていただく中で御意見があるお客様というのは当然出てくると思えますので、それは私どもの方にも出てくるのではないかと考えております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主査 実施要項の17ページに「11. 業務に係る評価に関する事項」があって、そこでその調査、(2)の「ハ」で接客態度とか電話応対とか事務処理クレームの発生状態というものを調査するわけですが、これはいわゆる平成21年7月から23年6月までということで、実施状況評価、クレームが発生した場合に直ちに対応すべき問題が起きる場合は、これはどういう扱いになるんですか。

○倉上チーム員 クレームが発生した場合の対応については、前段のところで実施要項の12ページになりますけれども、9番の項目の(2)の「ロ」の「ハ」というところで、機構に直接苦情の申出があった場合には機構としては適切な指示を行わせていただきますということを入れておりますので、その調査とは別に日常的にクレームが発生してこちらに直接お客様から御意見があった場合には直ちに対応させていただくというようなことを考えております。

○逢見副主査 わかりました。

○佐久間事務局長 クレームの受付の窓口についての御案内、たとえば、パンフレットが常備されているとか、何かあったらこちらへという表示があって、問題を感じた希望者の方がすぐわかるようになっているのでしょうか。

○吉田チームリーダー お渡しするパンフレットの裏面などに機構の組織が書いてありますし、ホームページなどでも機構への御意見の受付のメールコーナーですとか、そういったところもございますし、本社に直接かけていただくという方もございますし、そういったところは特にここでないとおだめということではなくて、機構の組織であれば全部つなが

るようになっております。

○小林副主査 モニタリングに関わるようなところでの利用者のクレームだとか、あるいは苦情みたいものというのが、機構のここにそういうことがあったときにはここにアクセスしていただければいいですよということが利用者に周知された方が、オープンにされた方がいいということだと思んですが、そうなっていらっしゃるということですか。

○倉上チームリーダー員 若干これはひいき目かもしれないんですが、私どもは今の段階でも先ほど申し上げましたように年間7万件のお客様を受け入れていまして、これは民間さんと比べて私どもの方がいいということで選んでいただいているお客様も当然いらっしゃるわけですし、比較の上で外れてしまうお客さんもいらっしゃる。

そういうことで、民間さんと同じような土俵でやらせていただいていますので、今の状態でも一応そういったことに対してある程度対応させていただいているのではないかと。ですので、今後やり始めるところについて、逆に民間さんがおやりになったところだからといって特に何かそこについてクレームが発生するんじゃないかということをおそらく予想して、そこはここが窓口ですよみたいな誘導的なことはやらずとも大丈夫なんじゃないかなという楽観的なところもあるけれども、当然私どもはお客様相手の商売ですので、その辺については今までと変わらないことである程度の品質が保てるんじゃないかと考えております。

○小林副主査 目的のところにお書きいただいたとおり、公正な取扱いとか、住宅弱者に対する相談体制とかの質が、その部分でサービスのレベルがどうなったのかということについて、やはり機構として今までと異なってモニタリングする必要があるだろうということとは言えると思えます。

だから、その点で誘導するというのは余り適切ではないと思いますけれども、何かあったときにはこういったところで御意見などというか、そういうものを受け付けられるというようなことが周知する仕組みはあった方がいいんじゃないかと私は思うのですが、いかがですか。特段、今までと変えないで……。

○倉上入居促進チーム員 そうですね。ですので、今の状態で例えばホームページで御意見がある方ということはお客様の声受付欄みたいなことを設置しておりますし、それから機会のあるごとに御意見のある方というようなことでこちらに御連絡ください。賃貸住宅ですので、例えば御入居いただいた後に不具合があったときなどもいろいろありますので、そういうときはこちらの窓口ですよというようなことを書いたパンフレットみたいなものを全入居者の方にお渡ししておりますし、担当部署も逐一、こういったことはここです、こういったことはここですというのを今の状態でお渡ししておりますので、そこである程度吸い上げられるのではないかと考えておりますが、一般論として一般的な企業がやっているような受付窓口は持っていると考えておりますので、そういった意味である程度対応できるのではないかと考えております。

○小林副主査 では、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 本日、御指摘いただきまして、修正が必要な点については事務局と調整の上、修正をしていってもらいたいと思っております。

○小林副主査 それでは、若干先ほどいろいろ御意見といたしますか、御回答もいただいているんですけども、確認の意味でコメントさせていただきます。

ただいま若干修正、業務の民活型というところの書きぶりを少し検討いただくということでございますけれども、やはりパブリックコメントにもございましたとおり、機構の業務について入居希望者間での不公正な取扱いがなされないということがやはり大前提でございますので、その点については事業者の監督を機構におかれましてはしっかり行っていただきたいと考えます。

それに当たりましては、やはり従来からやられている機構へのコメントあるいはクレームの吸い上げといったことも従来に一層増してといたしますか、モニタリングをやっていたいただきたいと思いますが、今、申し上げたことについては受け入れていただけますでしょうか。何かございましたら御発言いただいても結構でございますけれども、よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましてはこれまで3回の審議を重ねてまいりましたが、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございます。

（（独）都市再生機構関係者退室 総務省関係者入室）

○小林副主査 では、続きまして「自治大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、自治大学校丹下副校長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点、前回の審議への指摘事項に対する自治大学校のお考え等について御説明いただきたいと思っております。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○丹下自治大学校副校長 自治大学校副校長の丹下でございます。今日はよろしくお願いいたします。

それでは今、御指摘がございました前回からの御指摘の点に対する回答等につきまして庶務課長の方から御説明させていただきます。

○浅本自治大学校庶務課長 それでは、私の方から御説明させていただきます。

前回御指摘いただきました仕様書の関係で、仕様書の6ページの方に中央監視制御装置を2台以上というふうに規定しておりましたが、御指摘をいただきましてその部分につきましては削除させていただいたところでございます。

それから、審議の後に御意見をいただきました、まず入札実施要項（案）の1の（1）でございますが、こちらの方の平仄が中身と合っていないという御指摘をいただきまして、中身を合わせるように「施設概要」というような形にさせていただいております。

それから、1の（3）でございますが、アンケートについて満足度70%以上を設定した根拠は何かということをごさしました。私ども、最低限満たすべき水準としてはすべての人に満足してもらう100%とすることが一番いいわけですが、100%ということであれば達成が困難であるということをごさまして、おおむね全体の4分の3程度の満足度を設定したところでございます。

ただ、これがどのぐらいの満足度を設定すべきなのかということについては、他のところから聞いていただくか、皆さんでお決めになればそちらの方に従うつもりでございます。おおむね4分の3程度ということにいたしております。

それから、3の（1）でございます。法に該当するものでないことでは意味不明ということで、「法第15条において準用する法第10条各（11号を除く）に該当する者でないこと」に修正したところでございます。

○事務局 記載ぶりの細かい点は不要ですので、前回小委員会で御指摘いただいたことについて御説明をお願いします。

○浅本庶務課長 審議で御指摘いただいたのはそのくらいだと私は思っておりますけれども。

○小林副主査 審議で指摘したのは、業務の範囲、対象事業の範囲についていろいろもつと含められるのではないかとということで審議したと思うんですけども、その点について御説明いただけますか。

○浅本庶務課長 その点につきましては前にも申し上げましたとおり、国の事務と地方の事務、国がやれない事務まで含めるということはちょっと不可能ではないかということで、国の事務のできる範囲で今ある事業を挙げさせていただいたところでございます。

○小林副主査 では、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 国の施設としての自治大学校の管理・運営業務を今回市場化テストで民間に出すわけです。そこで、従来ここで財団法人がやっている業務というものがあるが、前回は議論した点ですけども、財団がやっている業務が残る。その残る部分が前回の説明だと、それは国の業務ではないということですけども、そこが実は我々はまだよくわからないところがあります。今回財団の収支計算書を出してもらいましたが、収支計算書に出てくる2億2,000万、これが全部国の業務ではない部分ということなるのですか。

○浅本庶務課長 そうでございます。そちらがすべて地方公共団体の事務ということで、3団体からの総意を受けた財団法人自治研修協会に派遣される研修生の地方公共団体から納入金という形でいただいて、そちらの方に使っているということをごさしまして、財団法人の理事、監事につきましては6団体から事務総長もしくは理事長が来てやっております。

すので、そちらの方の審査を受けて決算も予算もやっておるところでございまして、国費は一円も使っておりません。

○逢見副主査 自治大学校というのは国の施設なわけです。総務省というか、国民の財産としての施設ですね。そこで自治大学校としての研修業務をやっている。そこについての管理責任というのは総務省にあるわけですが、その研修業務の中で財団が結局管理業務の一部をやっているわけでしょう。

○丹下副校長 まず御理解賜りたいのは、管理業務の一環ではなくて、そもそも先ほど申しました国有財産を最低限維持管理する監視業務を行うとか、警備業務を行うとか、清掃業務を行う。これは確かに国の業務だと思うんですけども、それ以外に例えばシーツを変えたり、お風呂を洗濯したり、宅急便とか郵便を配達したり、そういう業務というのは本来国の事務ではなくて、これは法律を担当部署に確かめましたけれども、地方公務員法42条の厚生福利事業だ。そもそもそれは各々の地方公共団体の任命権者がその負担で行うべきものである。そういう制度を我々は考えているところでございます。

少し国の施設でやるのでそういうふうに思われる可能性はあるんですけども、例を申し上げますと、青森県でも秋田県でもいいんですが、その職員の方が研修で1年間どこかの省庁に来られる。その場合には、本来ならば秋田県と青森県はそれぞれの自分の職員ですからアパートを借りるなり、あるいは東京事務所の官舎を貸すなりして自分たちの負担で全部そろえるわけです。

それが、たまたま研修生として100人なり150人来られたら、効率的にやるために寮でもつくってやる方がいいじゃないか。それは地方団体側の総意としてそういうものが行われている。こういうふうに思っているところでございます。

○内山専門委員 私は本業は大学の教授なのですが、大学に大学院生として各地方団体、地方自治団体の方がいらっしゃるといことはあります。それで、例えば自治体職員の方が大学院に来たときにいろいろと我々は世話をするわけですね。研究室のある場合もあるし、ない場合もありますし。

その場合、例えば東京大学が地方自治体職員である大学院生に対していろいろ世話をするのは東京大学の事務ではなくて、それは地方自治体の事務であるということになります。

○丹下副校長 今は研修期間中の者と、それ以降の5時以降から次の日の授業が始まるまでのものを分けて考えるべきだと思っております。

○内山専門委員 5時以降だと、シーツなどは夜に寝るときの話なので、それは別であるという整理ですか。

○丹下副校長 そういうことだと思います。東京大学が例えばシーツ代とかお風呂代とか全部負担しているという話は聞いたことがございません。

○内山専門委員 それは寮ではないですからね。

○丹下副校長 ですから、申し上げると寮ではないということは、各々の方が自分でアパ

ートを借りるなり、自己負担されているということですから、それは地方団体からの結果的に負担になっているというふうに考えております。

○逢見副主査 総務省の組織規則によると、自治大学校の校内管理というのは総務省が行うことになっていますね。例えば入寮の受付とか、退寮の管理とか、そういうのは校内管理の業務として考えるのが自然じゃないかと思うんですけども。

○浅本庶務課長 先ほども申し上げましたとおり、これはあくまでも国の事務の中で行う校内管理でございまして、それ以外に例えば地方の事務であれば、それは当然はじかれるということになろうかと思えます。

ただ、そこで言っている管理というのをどこまでとるかということなんでしょうけれども、私どもも先ほど言いましたとおり、国として最低限必要な事務は先ほど言いました清掃と庁舎の施設の管理・運営ですか、あとは植栽と警備ということについては最低限やる必要があるということで今回は入札の対象にさせていただいたところでございます。

○逢見副主査 少なくともそれは寮を施設として持っているときに、いつだれが来て、いつだれが出て行ったのかというのは、管理する責任として把握していなければいけないと思うんです。清掃や何かだけが管理業務であって、入寮受付は管理の業務にならないというのはよくわかりません。

○浅本庶務課長 前にも御説明させていただいたのですが、寮につきましては国有財産となっておりますが、初めは地方3団体が自分たちのお金で寮をつくりました。それが、要するに寄附されたということで国有財産になっているところでございまして、中身については全く変わっているわけではございません。昔も寮については入寮管理もすべてやっているわけですから、事務が変わるということはありませんと考えているところでございます。

○逢見副主査 寄附されて国有財産になったら、やはり管理責任は生ずるんですよ。そうじゃないですか。

○浅本庶務課長 先ほども申し上げましたけれども、例えば皆さんはよくシーツの交換のお話をされるんですけども、国が一律に1週間に1回と決めて、地方に負担金を出してくれと言うのか。私どもが言っているのは、地方は自分たちで決めるんだから、例えば夏の間は暑くて汗をかくから3日に1回にしよう、もしくは冬は1週間、2週間でもいいんじゃないか。こういうものをすべて決めて、その支出を地方公共団体たちが決めるわけですから、これまで国が管理して、要するにシーツは1週間に1回ですよということを国が決めて、それに対して地方公共団体さんが負担金をくださいねというやり方は、これこそ地方分権に反しているのではないかと。

やはり寮については研修に付随はしていますけれども、それをどうするかというのは出す側が自分たちのお金で自分たちのやりやすいように創意工夫してやっていただくのが筋だと思っております。わざわざ国がそれまですべて管理してその分、金がかかるので負担金を出せよというようなものではないと考えているところでございます。

○小林副主査 国の施設として管理しなければいけないといったところに、例えば5時以降であるとか何とかといったところで国の事務と地方の事務が違うという説明がよくわからないんです。

よくわからないと言った中には複雑な仕組みがあって、つまり今、財団と言ったらいいのか何と言っていいのか、そこに収支計算書を出していただいたわけですがけれども、この中で例えば事務費だか、管理費なんでしょうか。その中身というのが、いわばシーツの交換でシーツを借り上げるとか、いろいろなコストがかかっていると思うんですけれども、このフィルターを通してその部分だけが切り出されているのではないかと見えてしまうんです。

つまり、そこが今までやってきた地方の事務を全部代行してきた業務と、国が施設を管理しなければいけない業務の境目というのが、その財団だか何だか、従来やってきた業務で切り分けられているのではないかと考えられるんです。

それで、この収支計算書の中身を御説明できるのか、できないのかわからないんですけれども、この中で、例えば事務費だか管理費だかよくわからないんですが、この事業活動支出のところを少し御説明いただいてもよろしいですか。寄宿舍運営事業費支出だとか管理費支出だとかありますけれども。

○浅本庶務課長 当然私どもがやっているわけではないので中身についてはわかりませんが、多少のことならば言えますけれども、基本的に先ほども言いましたように、地方の事務と切り分けた以上、地方がやっていることに国が一々この業務はおかしいんじゃないか、この業務をやるべきじゃないかという口出しはできませんので、これについて正しいか、正しくないか。これは地方の事務ですので、地方6団体もしくは地方公共団体の方がこれは不自然な支出だとか、おかしいよねというものがあれば、そちらの方でされるべき問題だと思っております。

○小林副主査 そういうことを伺っているのではなくて、国の施設の管理・運營業務というのから外れるものとして、その外れるものというのは多分ここに入っているんです。ここにそれだけのコストがかかっているわけなんです。だから、その外れるものの根拠ですね。国の施設の管理・運營業務というのは私の方から見れば、それは一体のものとして、国の施設でやっているわけですから。

だけど、そこにこれが入ってきているという意味がよくわからないわけです。

○浅本庶務課長 まず分けているのは、要するに自治大学校として、国として責任があるというのは高度の研修を受けさせるということが基本的で、これについては国費が入っております。もともと入っております。

ただ、寮については先ほども申し上げましたとおり、寮を国につくってほしいという要望を地方公共団体がしたんですけれども、そのときに国はつくらない。寮は必要ないという判断をしたからこそ、地方公共団体が自分たちで専らつくったということでございます。ですから、国としては寮の業務というのはしないという判断をしているわけです。

その後自分たちがつくって、それを寄附したというだけの話であって、その寄附したものを前の麻布から売ってこちらにつくったときに、向こうで寄附してこちらで寮をつくらないというのであれば、では寄附をした分を返してね、私どもで売って立川のどこかにまた宿舎をつくるからというような議論にまでさかのぼっていかなければいけないような話になるかと思えます。

いずれにしても切り分けは、要するに自治大学校の高度の研修に要する経費、すなわち今あるのは大きなものでは講師の謝金とか、そういうものですけれども、要するに研修にかかる費用で、寮にかかる部分についてはあくまでも地方公共団体さんたちが自分たちの主体として自分たちで管理・運営していただくものだと思っております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、警備とか清掃とか、こういう基本的なもの、要するに勝手に任せては国の財産として価値が下がったり、もしくは価値がなくなったりする可能性があるものについては、国としての最低限の管理はやっていく必要があるということで、今回入札の中に入れたところでございます。

○小林副主査 私はこの収支計算書についてよくわからないのですが、例えば収支計算書の2の事業活動支出の中の(1)の②の寄宿舍運営事業費支出です。そこは物件費支出と事務費支出があって、事務費支出が7,544万2,000円あるんです。これは、関係あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○浅本庶務課長 これが、先ほど申しました施設の管理に要する費用で、今まで施設の管理は向こうで払ってくれましたので、清掃とか庁舎管理とか警備ですね。これのお金と、あとは水道光熱費、電気代、ガス代、水道代、下水道代、こちらの方を含めたものがこちらの支出になると思います。

○小林副主査 では、管理費支出合計というのは3,119万7,594円出ているんですけれども、人件費支出は別にあるから、これは管理費の人件費を合わせて3,000万になっているという理解ですか。

○浅本庶務課長 すみません。今のことがちょっとよくわからなかったのですが、もう一度すみません。

○小林副主査 寄宿舍の管理費が今の事務費支出だとして、そのほかに管理費支出というものが全体として出ているじゃないですか。これは研修生福利厚生事業特別会計になっているので、この管理費部分というのは一般管理費なのかどうかよくわかりませんが、事業費支出合計が3,119万になっているんです。これは何でしょうか。

○浅本庶務課長 こちらの人件費については職員の人件費でございます。寄宿舍を管理する職員の人件費でございます。

○小林副主査 ここについて、人件費はそうだとすると、ほかの福利厚生云々も全部そうですか。

○浅本庶務課長 これは財団の方の話で、国費は全然使っていないので、私が責任を持って答えられる話ではないので、もう一度財団の方に質問をしていただければと思っております。

ます。

○内山専門委員 先ほどの話を若干蒸し返すようになりますが、国有財産の中で行われていることはやはり国の権限が及ぶべきものとするのが普通なのではないでしょうか。

と申しますのは、先ほどからお話を伺っていますと若干突飛な例かもしれませんが、東京大学でかつて駒場寮というものを持っていまして、駒場寮は廃寮にしたのですが、そのときに駒場寮にいた学生たちは、これは学生自治だから廃寮してはいかぬということを行ったのですが、我々は裁判までやりまして、それは国有財産だと。当時まだ東大は法人化していませんでしたから、国有財産の中にある以上、これは国の管理権、東京大学の管理権が及ぶものだというので裁判をやって、廃寮になったわけです。

そういう意味で、地方分権と先ほどおっしゃいましたけれども、自治体であろうとなかろうと、何か別の主体が国有財産の中で全く別のことをやっている。これは普通に考えて非常に奇異なことと感じるんですが、ほかでこのような例というのはあるのでしょうか。

○丹下副校長 学生さんの場合と少し違うと思いますが、学生さんについては法律でそれを守るべき、あるいはそれを規制する法律がまだないということだと思います。先ほどの繰り返しになりますけれども、地方公務員法 42 条には基本的には任命権者が福利厚生計画を立てて、それについて自分たちが任命している職員について福利厚生を行う。その一環としてこれを支出していただくということの仕組みになっているところがございます。そういう意味で、学生さんたちとは事情が違うかと思っております。

○小林副主査 公共サービス改革法の趣旨を御理解いただきたいと思うんですけども、この業務がこの民間競争入札に上がってきているということの意味は、公共サービスをコストを抑えながら質を高めていくということだと思うんです。

それで今、私どもが再三再四事務局の方でも申し上げているのは、国の施設の管理・運営業務として一体として把握すべきものが何なのかということで、一体として把握すべきものに対して入札を行うのが合理的ではないか。それは国民のためではないかということをお願いしているわけなんです。

それで、私は先ほど財団の収支計算書のことでも申し上げましたけれども、その中でこの管理・運営業務が効率的に行われているか否かというところで考えていただくと、非常にわからない不透明な部分があって、その中で一体として把握して一体として出せば、もっと効率的にもっと税金を使わずにできるんじゃないかというようなところがあるわけです。だから、その部分の御説明が何回聞いても納得できないところなんです。国の事務と地方の事務で分かれておりますという御説明だけをいただいているわけなんです。

国の事務であろうが、地方の事務であろうが、やはり交付税はもちろん出ているわけですから、最終的には国民の負担になっているわけなんです。それが、ここにいただいた収支計算書が果たして合理的なというか、効率的な業務を行った結果、2億 2,000 万いただいてやっていることなのかということもちょっとよくわからないわけなんです。

だから、その意味で一体として切り出していきたいというふうにこちらでお願いし

ているのに、いつも地方の事務だからここは切り出せません。地方の事務だから私どもは関与しませんといったような御説明が一体アカウントビリティを果たしているのかというと、アカウントビリティを果たしていないんじゃないかと思われてならないんです。

○丹下副校長 地方公共団体の運営について我々は推測しか言えないんですけども、地方の自治研修協会の中で毎年負担金額を決めているときに、向こうも役員会があり、理事会があり、各団体に負担を求めていると思います。その際にきちんと説明をしないと、それはどうして上がったんだということをきちんと言わないと、恐らく私は地方団体の財政担当者はOKを出さないと思います。その意味では、私は地方団体は極めて合理的かつ節約的な支出に努めていると考えております。

○逢見副主査 こういう公務員の研修施設というのは、今回の市場化テストの中でいろいろやっているわけです。そこには、総務省が所管している施設もあるんです。

ただ、今のような説明を受けたのは初めてなんです。これは自治事務であって地方の仕事であって、これは国の仕事であってというのが国有財産の中で区分されて、これは違うというのはですね。なぜ自治大学校だけがそういうふうになっているのかということなんです。

○浅本庶務課長 それは、多分ほかの施設は国家公務員の研修施設だからだと思います。国家公務員の研修施設であれば、福利厚生については国が面倒を見るというのが当然で、先ほどの逆ですね。国が面倒を見るのは当たり前で、国費を使ってやっているというだけのことであって、私どもの方はあくまでも地方公務員を対象とする研修機関なので、そこがよそとは違うんだと思っております。

○逢見副主査 でも、警察大学校などは地方公務員でしょう。

○浅本庶務課長 あそこは地方公務員になっているんですか。下の人はそうですが、幹部の人はそうではないですね。

○逢見副主査 幹部は国家公務員ですが、警察大学校の研修業務は幹部だけではなくてやっていますよ。

○浅本庶務課長 私は警察大学校が幹部候補生として育てているのかどうか知りませんが、先ほど言ったとおり私どもは地方公務員だけを対象として行っているのだから、違うんじゃないかと思っております。

○丹下副校長 これは推測の域を出ませんけれども、警察の場合はかなり経費負担の方法が一般の地方公務員とは違うと考えております。恐らく積算の中にそういう費用も含まれてされているのではないかと思います。これはまた後日調べてお返ししたいと思っております。

○内山専門委員 先ほどの国有財産法についてですが、先ほどのお答えですと学生と違うのは地方公務員法でちゃんと福利厚生が規定されているからというお答えだったのですが、その地方公務員法というのは42条ということですね。地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。これが国有財産法の適用除外規定になっているとはちょっと普通は読めないと思うのですが。

○丹下副校長 適用除外になっているというよりも、恐らく限界的なものはいろいろあると思います。つまり、国の国有財産としてどこまで管理すべきか。国として負担すべきものと、地方公共団体が自分たちの福利厚生としてどこまで負担すべきか。恐らく限界の部分は非常に微妙なところはあるかと思いますが、コアとして地方公務員の研修について負担すべきものが残るとするのはやはり私はあると思いますし、実態もあろうかと思いません。

1つの例だけ挙げさせていただきます。例えば、最近非常にIT化が進んでおりまして、それをどうしても勉強したいということでLAN、パソコンを借りたいという話がございます。とても我々は国では予算要求もできませんし、無理ですと言ったら、自分たちの負担金の中でこれは福利厚生の一環で払われたというふうに聞いているところでございます。

○内山専門委員 また寮の話ですが、例えばアメリカの大学はハーバードでもどこでも学内に寮があるわけです。それで、多分地方自治体からも人はいっていると思うのですが、そこに自治体からアメリカの大学の寮に入っている人がいた場合、そのアメリカの大学における寮での生活も地方公共団体の福利厚生ということになるのでしょうか。

○丹下副校長 地方公共団体が海外に留学生を出している例は珍しいと思うんですけども、恐らく彼らの生活費の中、あるいは費用弁償の中でそれは面倒を見ているのが通常だと思っています。

○内山専門委員 アメリカの大学は夏になるとサマースクールで、寮に入れている学生を皆、一遍出ると言って強引に退去させてサマースクールの学生を入れたりするわけです。これはおかしいと思いませんか。つまり、例えばハーバード大学ならばハーバード大学が、先ほどの論理で言えば地方公共団体の事務であるはずの学生の寮生活に対してハーバード大学が口を出すのはおかしいんじゃないんですか。

○浅本庶務課長 外国ですので、それは私どもがとやかく言える話ではないと思います。そういうふうになっているんでしょうと思います。

○内山専門委員 それはいわゆる国際相互扶助の抵触法の話になると思いますけれども、その論理から言えば外国はできないけれども、日本の国有財産法との関係でやはり地方公務員法の規定が上回るんだという理解ですか。

○丹下副校長 繰り返し申しますが、除外規定という意味ではなくて、それぞれがワークすべき領域があるということだと私は思っています。ですから、私も別に国有財産として管理すべきものの範囲にないと言っているわけではなくて、例えば常にうちの寮も詰まっているわけではないですから空いているときもあります。そういうときに、例えば泥棒が侵入するとか、近くの人が使ってしまう。こういうことがあつたら、これは国有財産を毀損することになりますので、最低限のことはすべきというのは、私は国の義務として付帯的にあるのかなと思っております。

ただ、通常研修生活を行って寮生活を行っているルーティンのいわば経費まで国有財

産だから面倒を見るという論理は、やはりこの地方公務員法 42 条に抵触というとおかしいですけれども、趣旨からかんがみれば合わないんじゃないかというのが私の考えでございます。

○徳山企画官 例えば国民生活センターでございますけれども、消費者行政の関係の研修を内閣府所管の独立行政法人ですが、多くの地方公共団体の職員の方の研修をしている。そこに寄宿舎もございまして、いろいろと入退寮の管理の話とか、シーツの話などもあるんですけれども、それはやはり独法の方で一貫して管理、責任を持って業務をやられているということでございます。これは、地方公務員法に本来から言えばやはり抵触しているということでございましょうか。

○丹下副校長 国民生活センターのことは詳しくは存じませんが、国の独法に恐らく自分たちの経費分を納めておられるんじゃないか。ただでされているということはないと思いますので、それこそ委託契約の中で処理されているものだと理解しております。

○徳山企画官 地方公務員法の話も福利厚生業務が国か地方かということが問題であって、経費の負担の話は少し切り離して我々も議論しているつもりでございます。

○丹下副校長 申し上げたのは、国民生活センターは消費生活保護員ですか、生活保護所員ですか。あの方たちのものについて、基本的には地方公務員法上は福利厚生にかかる権限、責任というのは地方団体にあると思うんですけれども、それを地方団体側の御判断で、これは国の独法でもいいから委託して経費負担をさせるという御判断がそこに入っているんじゃないか。

ですから、今は自治研修協会の方で一括されておりますけれども、仮に地方公共団体の総意で、それは全部うちがお金を出すから国でやってもらおうという御判断があるとするならば、それは論理的に私は考えられる選択だと思っております。

○佐久間事務局長 今おっしゃられていたことは、いわば宿泊サービスの提供という形で今、財団法人を通じて福利厚生事業として地方公共団体が担っている。それを、費用負担は地方公共団体がお出しになるけれども、その部分を含めて国にサービス提供をやってもらいたいというように地方公共団体側がお考えを変えられたら、仕組みが組み変わる可能性があるという理解でよろしいのですか。

○丹下副校長 端的に言えばそういうことだと思います。自治研修協会の方の構成員は全部地方団体でございますので、財団運営の在り方をどうお考えになるかということだと思っております。

○小林副主査 ということは、財団運営ということが、財団があるということ自体が地方の事務がそこにあるという理解でいいんですか。

○丹下副校長 論理からすると、地方公共団体には福利厚生に関する業務というものがあまして、義務があるわけです、ですから、全国 1,800 団体、自治大学校に派遣して、それほど多くないんですけれども、その事務の義務があつて、それを各々本来するよりは、まとめて財団をつくってそこで共通、共有化の方が安上がりだろう。また、すべての便

宜に当たるだろうという地方団体の側の御判断があつてこういう財団は設立されたんだろうと推測しております。

○小林副主査 財団の事務についてはもう国は一切口を出せないということですね。

○丹下副校長 私も詳しくは知りませんが、たしか基本財産に出えんは3団体だけで、国は一切出しておりません。

○浅本庶務課長 全国自治会、全国市長会、全国町村会から出資されて、要するに寮を管理・運営するために、先ほども言いましたように設立も含めてつくった団体でございます。国が当然手を出さないということでしたので、自分たちで総意として地方公共団体3団体がすべてですので、県、市町村すべて入っておりますので、そちらの総意としてつくられたと聞いております。

ですから、手を出さないとか、出せないとかという話ではなくて、あくまでも事務でそういう仕分け方、それはいろいろなやり方があるんだろうけれども、そのできた総意、経緯というのは、そういうふうにできたものがそのようになっているだけであつて、それがいいのか悪いのかとか、では変えろと言ってもどのようにして変えていくのかというのもなかなか難しいというか、地方公共団体さんたちが自分たちでもう自治大学校さんにお任せしますということであれば、私どもはやっていくことができると思っております。

○内山専門委員 例えば、自治大学校さんの方から自治体側に対して、今回こういう形で競争入札、民間競争入札を入れるんだけど、ついでにはそちらがおっしゃる自治体の事務に関しても一緒に競争入札にかけることでもっと合理的にできる可能性があるよということで、自治体側にそちらから働きかけていただくとか、そういうようなことは可能でしょうか。

○浅本庶務課長 働きかけるというか、御説明はできますけれども、今、国と地方は対等でございますので、こちらから指導するとか、こうしなさいとか、そういうことはできませんので、こういうことがありますよということの話はできると思います。

○逢見副主査 だったら、業務から見て寝具の交換の立会いとか、あるいは郵便物を受け取るとか、そういうものを独立して協会が業務として残さなくても、民間委託した業者の中にそこを任せることはできると思います。そういう働きかけをしてみてもいいんじゃないかと思うんです。なぜそこだけが研修協会の業務として残さなければいけないのか。かえって非効率じゃないかと思えます。

○浅本庶務課長 今、内閣府さんの方でも地方分権推進委員会の方で、国の事務を地方に委譲しましょう、移管しましょうということをやっております。今のお話で言うと、地方の事務を国の方に移管させて……。

○逢見副主査 そんなことをしろと言っているんじゃないんです。

○浅本庶務課長 そういう意味ではないんですか。

○逢見副主査 違います。財団が持っている業務の中で、それも民間委託の対象とする

ように働きかけをしたらどうかということなんです。別に国の事務に入れろということ
を言っているわけではないんです。

○浅本庶務課長 先ほども言いましたように財団法人は受託しているところでござい
まして、財団法人自らが、わかりましたという話ではなくて、地方3団体さんの総意で
その方がいいと申しましたら、財団法人ではなくて民間の方がいいという御判断をされ
るのであれば民間にさせればよいと思っております。それも含めて、3団体と話してみ
たいと思っております。

○小林副主査 それでは、まだ議論すべきことが随分残っていると思えますけれども、
時間になりましたので本日の審議はこれまでとしたいと思えますが、事務局から何か確
認すべきことはございますか。

○事務局 引き続き、必要な調整を行っていきたいと思っております。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については整理すべき点がまだ残されてお
ります。地方分権の推進はわかっておりますけれども、公共サービス改革法が何のため
にあるのかという趣旨をおくみとりいただいて、管理・運營業務というもので地方の事
務として残すべきなんだということの積極的なベネフィットというのが全然理解でき
ないわけです。だから、その点につきましているろいろ御意見を委員からもいただきました
ので、本日の審議を踏まえて次回の審議までに鋭意事務局と調整をお願いしたいと思
います。

委員の先生方におかれましては、今日確認できなかったこと、質問できなかったこと、
コメントできなかったことがありましたら、事務局の方にお寄せいただきたいと思います。
事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただき
ます。

なお、次回開催につきましては事務局から追って連絡をいたします。

本日はありがとうございました。